

第十二章 研究開発テーマ検討

I. 個別テーマの知的財産創出・保護戦略

個別テーマの研究課題につき知的財産を創出し保護するかの戦略を立案するにあたり、開発ロードマップにおける知的財産見直しのタイミング・留意点や目的別特許マップの意義を把握しておくことが重要です。

公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公設試活動

事例 26 特許情報検索セミナー実施による研究員等の知的財産活動活性化

県では県の研究開発戦略として「研究課題の企画立案プロセスにおける知的財産ポートフォリオ分析」を定めていたが、経験とリソース不足で実施していなかった。

当公的試験研究機関は、県の研究戦略に沿うため、次の指針に基づいて知的財産活動を展開した。

- ①特許情報検索の必要性の認識：必要性についての理解と、目的により異なる特許情報検索・分析を学び、効果的活用方法を習得する。
- ②研究開発ステージに合わせた調査分析：研究企画段階、開発実施段階、及び成果普及段階等各ステージでの特許出願及び特許情報検索を実施する。
- ③特許マップの作成：特許情報検索結果を関係者で共有し研究等に効果的に生かすために見える化がとりわけ重要となる。
- ④特許マップを基に強い権利の取得に向けた戦略的特許出願を行う。

知的財産担当部門は、研究開発テーマの中から具体的事例を検索課題に設定し、検索スキルの早期習得、特許マップの作成、実務への活用を到達目標とする研修企画を立案し、公的試験研究機関の状況と特許情報検索方法の両方を把握している者を講師として研修を実施した。

1. 開発ロードマップと知的財産管理状況（見直し）の留意点

知的財産ポリシーの下で知的財産活動計画を策定した場合、個別の開発テーマごとに開発ロードマップを作成して進捗管理を行うことが望ましいといえます。開発ロードマップに従って研究開発を行う場合、設定されているマイルストーンのタイミングにおいて研究の進捗を確認することが必要です。

公的試験研究機関の使命には、支援、研究および連携の領域があります。各領域の開発ロードマップにおける知的財産見直しの留意点は以下ようになります。

(1) 支援領域のロードマップ

支援領域のロードマップは、

- ①支援ニーズの把握
- ②具体的な支援のアプローチ
- ③成果の評価

等の観点から作成するとよいでしょう。さらに、各観点を複数のステージに分けて、そのステージの終了時のマイルストーンを設定する必要があります。

(2) 研究領域のロードマップ

研究領域のロードマップは、公的試験研究機関ごとに得意な分野や継続している分野が異なり、多様なものとなるでしょう。

企業ニーズに応じて受託研究や共同研究のテーマを設定する場合、

- ①企業ニーズに合致したタイムスケジュール
- ②適切な業務分担
- ③成果の定義・評価

等を踏まえてロードマップを策定し、個々の事案に応じたマイルストーンの設定が必要です。

また、地域における先導的な研究開発、地域の既存産業の高度化に向けた研究開発、地域の新産業創出に向けた研究開発などへの重点的な取り組みについては、それぞれの研究開発の、

- ①目的
- ②必要なアプローチ
- ③成果の評価

等の観点からロードマップを策定し、着実な成功に向けて複数のステージを想定してマイルストーンを設定することが肝要です。

(3) 連携領域のロードマップ

連携の領域では、技術支援や研究成果の普及を効果的に進めるために、産学官連携の推進、ネットワークの構築、広域連携などの取り組みについてロードマップの策定とマイルストーンの設定を行うことになります。

(4) 知的財産管理状況（見直し）の留意点

いずれの領域においても、目的に応じたロードマップを策定し、活動の成果が出やすくなるようなステージに分割してマイルストーンを設定することが重要です。マイルストーンのタイミングにおいて、進捗が計画通りでないことが判明した場合に取るべき対応も併せて策定しておけば、進捗の遅れも含めて想定内の事態となり、活動計画の実行に停滞が生じにくくなります。

2. 知的財産活動計画策定上の留意点

(1) 研究テーマの設定

知的財産活動計画に従って研究テーマを設定する場合には、過去の経緯を把握し、現状を理解したうえで、研究成果が活用されるよう未来を予測することが重要です。そこで、過去と現在の関連する知的財産の状況をビジュアルに表現することができる特許マップが有用です。

関心のある領域における過去の技術開発の流れを把握するためには、技術動向調査の結果をまとめたマップが有用です。各年の分野別／権利者別の出願件数・特許件数を把握するためにはマトリクスマップが有用であり、技術相互の関係や影響を把握するにはサイテーションマップが有用です。

また、特許権取得の現状を理解する際には、各公的機関、企業が保有する特許等の件数と技術領域の関係を同時に表わすテーマスケープマップを利用すれば、研究開発が活発な領域／未開発の領域の把握や、技術／権利の補完関係の把握が可能です。

これらの調査・分析を示した特許マップを目的に応じて使いこなすことにより、適切な研究テーマの設定が可能となります。

(2) 研究領域のロードマップにおける進捗管理

研究テーマを設定し、開発ロードマップに従って研究開発を進めている場合、マイルストーンのタイミングにおける進捗管理が必要になります。研究開発成果の評価は、自己の達成についての評価の観点だけでなく、競合との関係性を評価する観点も必要です。したがって、マイルストーンの設定に際しては、①自ら達成した量、レベルと、②競合との比較や社会全体との関係で相対的に定まる開発成果の価値、の二つの観点があることに留意すべきです。

いずれの観点による進捗の評価においても、各特許マップを有効に活用することが適切な管理につながります。

公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公設試活動

事例 27 事業化を見据えた研究課題届出書フォーマット改定（知的財産検討を追加）

当公的試験研究機関では、研究の新規・継続・終了時に研究課題調書を作成し、研究テーマを評価・管理していたが、新規研究では、「第三者特許等の状況」を、また新規・継続・終了の時は、「特許取得計画」を記載しているケースが少なかった。

当公的試験研究機関としては、事業化を見据えた研究開発と知的財産活動を一体的に推進するため、問題点を抽出し、情報の共有化を図った。第三者特許等の状況が把握されないことの問題としては、①技術のオリジナリティーが曖昧となる、②移転しようとする技術に知的財産上の問題が隠れている可能性があることから、技術移転を受ける企業に不安が残る、③研究の出口戦略（事業化支援）まで見通したロードマップを描けない、等があげられる。

この問題を解消するため、公設試知的財産アドバイザーの助言に基づいて、i) 及び ii) を実施するよう課題調書記載要領を改正した。

- i) 新規課題検討から課題調書で研究の差別化を明示させる
- ii) 新規・継続・終了課題調書で活用策欄に特許取得計画を明示させる

事例 28 特許権利化業務プロセスの充実「強い特許を意識した特許出願明細書検討」

当公的試験研究機関で生み出された発明は、原理・原則に近いものが多く、一方、研究成果を企業等へ技術移転する場合には、商品化に繋がる視点をも考慮した研究が必要とされるため両者の乖離があり、この乖離を埋めて企業等の支援に繋がる知的財産活動とはどのようなものかを検証した。

特定の発明者の発明届を事例として取り掛かり、用途を考慮した強い特許作りの作業工程が確認できた。

①研究成果の用途を織り込んだ改良特許の重要性の認識作業。②研究員等から創出された発明内容を、先行特許調査に基づく特許マップと発明の構成要件分解マップによる見える化作業。③弁理士、発明者、リエゾン担当者、及び本部の知的財産担当者からなるチームによる、特許出願明細書及び請求の範囲の記載作業。④当該事案で強い特許権の定義を明確化する作業とともに、この考えを反映させた発明者が想到しなかった発明のポイントを抽出する作業。⑤当該発明に関する先行特許調査に基づき、分析結果を特許請求の範囲と特許明細書へ反映させる作業。

かなり高度なチャレンジであったが、公設試知的財産アドバイザー、弁理士、発明者、リエゾン担当者、及び本部の知的財産担当者が一丸となり取り組んだ結果は、今後のマニュアル作りに繋がった。

II. 技術動向調査とその結果のまとめ方や活用方法

研究開発のテーマの選定やその方向性を判断するために、知的財産の面から技術の動向を把握するとともに、将来の事業化を見据えてその研究開発に関わる知的財産の状況を把握しておく必要があります。以下にそのための技術動向調査の方法とまとめ方、活用の仕方について見ていきます。

1. 技術動向調査の流れ

以下のようなステップとなります。

(1) 調査の目的を明確にします。

①何を知りたいのか。

これにより調査対象や分析方法が異なります。

②誰に調査結果を報告するのか。

研究員等なのか、管理職なのか、外部なのかにより報告のスタイルが変わります。

③いつまでに結果をまとめる必要があるのか。

時間が十分あるのか、短期間でまとめる必要があるのか。

時間があまりない場合に、どこまでできるのかを決めておく必要があります。

(2) 調査対象の技術内容を明確にします。

①どのような技術か。

②関連技術をどの範囲まで調査対象とするのか。

調査対象技術の境界を明確にしておきます。換言すると、何を調査対象とし、何をノイズとして調査対象から除外するかを決めます。

③調査対象期間

対象の技術についていつごろから研究が始まったかなどの情報をもとに、データベースに収録された全期間のものを対象とするのか、ここ10年間とするのか、直近の5年間でよいのかなどを決めます。

(3) 分析項目を決めます。

上記(1)の「①何を知りたいのか。」に関わりますが、大別して以下の視点があります。

①用途・アプリケーション

その技術がどのように使われるのかという観点で、利用シーンごとに分類します。

②解決手段

物の構造や制御方法など、ある課題を解決するための手段ごとに分類します。

③目的・課題

どのような技術的課題を解決する技術なのか、その目的・課題ごとに分類します。

④作用・効果

その発明により、どのような効果が期待されるかにより分類します。

⑤出願人や発明者

以上のどの観点で分析をするのか、明確にしておきましょう。

(4) 調査対象を収集します。

①検索用のデータベースを決めます。

データベースの選択の観点は以下のようなものがあります。

(a) データの収録範囲が調査の目的を満たすか。

(b) 検索機能がどこまでそろっているか。

集合間の演算ができるか、近傍検索ができるか、特許分類の階層検索ができるか、など。これらの機能は効率的に情報収集を行うためには有効ですが、利用料金との兼ね合いがあります。

(c) 検索結果をどのような形態で入手できるか。

検索結果が一覧表示されるだけなのか、表形式のデータとしてダウンロードできるのか、できないのか。該当公報が検索システム内でダウンロードできるのか、できないのかなど。

②検索の方針を決めます。

何を知りたいのかに応じて以下のような点を検討し、決定します。

(a) 検索キー

ア) 特許分類のみを使って検索するのか。

イ) 特許分類とキーワードを組合せて検索するのか。

ウ) 特許分類を使わずにキーワードのみで検索するのか。

一般的にはイ) の特許分類とキーワードを組合せて適切な集合を作りますが、例えば特許分類と同じ体系で分析する場合はア) の特許分類のみを使って検索を行ってもよいかも知れません。

また例えばマイクロ波がどのような分野で利用されているかを知りたい、振動センサがどのように利用されているか知りたい、など用途やアプリケーションに関する分析を行う場合に、明細書の実施例に記載されたマイクロ波や振動センサに関して必ずしもマイクロ波や振動センサの特許分類が付与されているとは限りません。この点を考慮してキーワードのみの検索を行うことがあります。

エ) 出願人名や発明者名で検索するのか。

(b) 調査対象期間

ア) 期間を限定するのか、しないのか。

イ) 限定するならばどの期間か。

(c) 調査対象国

ア) 日本だけでよいのか。

イ) 日本と米国などの海外も含めるのか。

ウ) 海外だけでよいのか、など。

③上記の方針に従って検索を行い、調査分析すべき対象を収集します。

(5) 調査対象を分析します。

①調査対象として集められた集合の中からノイズを除きます。

あらかじめノイズと決めておいても、実際に内容を吟味していく段階でノイズか否か迷うものが出てくるので、改めてノイズの定義を確認する必要があります。特に複数の担当者が手分けをして作業する場合は、すみやかに見解を統一しておくことが大事です。

②ノイズを除いた集合について内容を吟味して分類項目ごとに振り分けを行います。

この場合も作業の途中でどの分類項目に入れたらよいのか迷うものが出てくるので、改めて分類項目の定義を確認します。

その結果として新たに項目を追加し、項目の概念を変更し、複数の項目に重複して振り分けを行うことなどの修正を加えていきます。

上記①のノイズの判定よりもさらに微妙なケースが多くなるので、複数の担当者で手分けをして作業をする場合は、特に緊密な連絡をとりあいながら作業を進めることが大事です。

(6) 分析結果に基づき特許マップなどを作成します。

(7) 調査報告書を作成します。

2. 技術動向調査に便利な検索ツール

「第九章 調査から係争までの実務の留意点 I. 特許情報調査」の「3. 調査ツール（データベース）」の項で主な特許情報検索用のデータベースを紹介しました。国内のベンダーが有料で提供する検索システムはいずれも日本国内のみならず海外の知的財産情報についても同じシステム内で検索が可能となっています。

以下にそれらの代表例を紹介します。

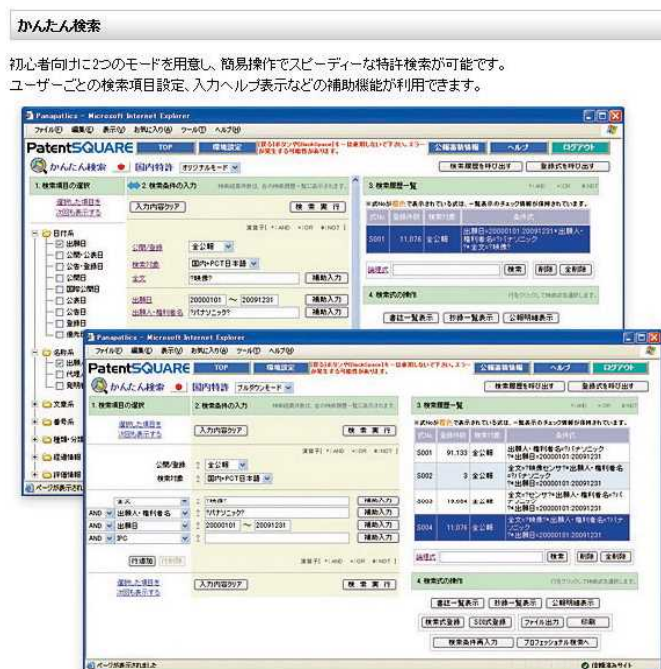
(1) 国内のベンダーが提供している商用データベースシステム

「PatentSQUARE⁴⁵」(パナソニック ソリューションテクノロジー株式会社)

- ①検索画面はメニュー形式で初心者でも入力がしやすい「かんたん検索」と、より複雑な検索が行える「プロフェッショナル検索」が用意されています。

(a) かんたん検索

【図 1 2 かんたん検索画面】



(b) プロフェッショナル検索

【図 1 3 プロフェッショナル検索画面】



※本ページに掲載した画像はパナソニック ソリューションテクノロジー株式会社より転載許可を得て掲載しています。

⁴⁵ 特許調査支援サービス「PatentSQUARE」(最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、
http://panasonic.biz/it/sol/patent/function_00_01.html

②検索結果は「書誌一覧表示⁴⁶」と「抄録一覧表示⁴⁷」の形式で表示されます。

(a) 書誌一覧表示

【図 1 4 書誌一覧表示画面】



(b) 抄録一覧表示

【図 1 5 抄録一覧表示画面】



抄録一覧表示では文字のハイライト機能があり、検索時に入力した文字を利用者自身が設定した色で表示させることができるので、内容を読み込む際に便利な機能です。

※本ページに掲載した画像はパナソニック ソリューションテクノロジー株式会社より転載許可を得て掲載しています。

⁴⁶ 特許調査支援サービス「PatentSQUARE」書誌一覧表示（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、
http://www.panasonic.com/jp/business/its/patentsquare/function_2.html#content1

⁴⁷ 特許調査支援サービス「PatentSQUARE」抄録一覧表示（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、
http://www.panasonic.com/jp/business/its/patentsquare/function_2.html#content2

③検索結果の分析機能としては書誌事項、例えば出願日とIPCとの関係を二次元表示した「マトリクスマップ⁴⁸⁾」や、特定特許の引用、被引用の関係を表す「サイテーションマップ⁴⁹⁾」が用意されています。

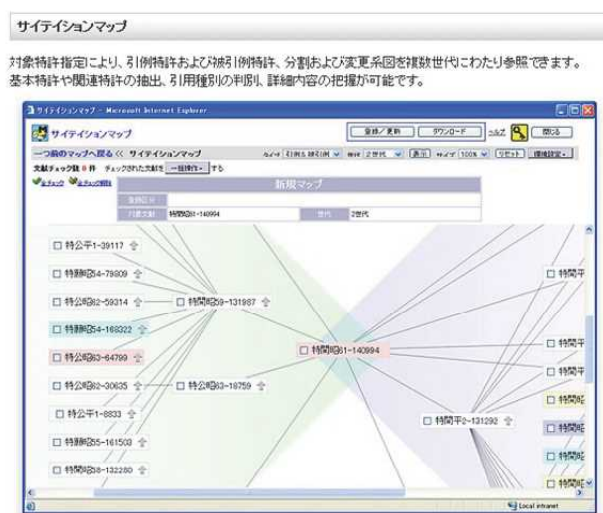
(a) マトリクスマップ

【図16 マトリクスマップ画面】



(b) サイテーションマップ

【図17 サイテーションマップ画面】



他の検索システムにおいてもおよそ同様の機能が用意されています。

※本ページに掲載した画像はパナソニック ソリューションテクノロジー株式会社より転載許可を得て掲載しています。

⁴⁸⁾ 特許調査支援サービス「PatentSQUARE」マトリクスマップ（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、
http://www.panasonic.com/jp/business/its/patentsquare/function_3.html#content2

⁴⁹⁾ 特許調査支援サービス「PatentSQUARE」サイテーションマップ（最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日）、
http://www.panasonic.com/jp/business/its/patentsquare/function_3.html#content3

(2) 海外のベンダーが提供している商用データベースシステム

「Thomson Innovation⁵⁰」(トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社)

DWPI や主要国のフルテキスト特許情報などのワールドワイドの知的財産情報と学術文献情報、ビジネス情報を統合したシステムです。

- ①検索画面ではフィールドを選択し、キーワードを入力して検索を行います。またコマンドを使い、より複雑な検索が可能なエキスパート検索が用意されています。

【図18 Thomson Innovation 検索画面】



- ②検索結果は書誌一覧のレベルですが、ここから詳細内容の閲覧や検索結果の分析を行うことができます。

【図19 Thomson Innovation 検索結果画面】



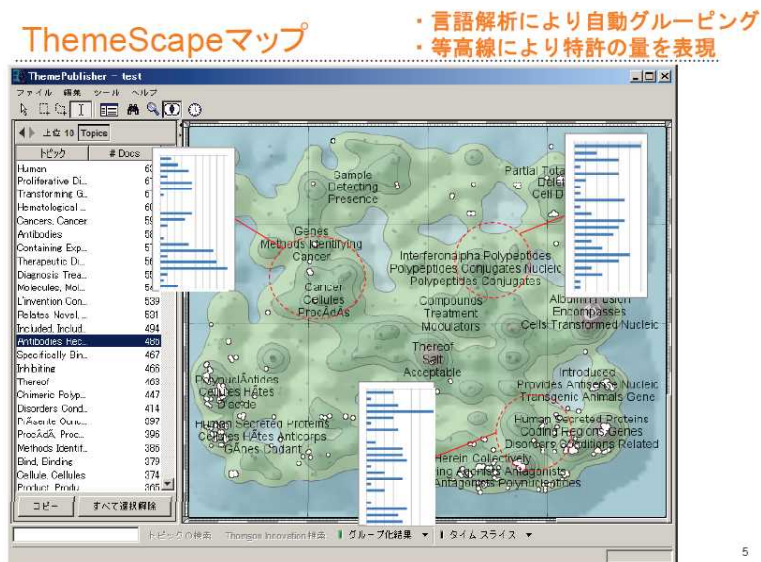
※本ページに掲載した画像はトムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社より転載許可を得て掲載しています。

- ③さらに検索結果の集合について「テーマスケープマップ⁵¹」と呼ぶ分析結果のマップを表

⁵⁰ トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社「Thomson Innovation」(最終アクセス日2016年3月1日)、
<http://ip-science.thomsonreuters.jp/products/ti/>

示する機能があります。これは公報内の文章について言語解析を行い検索結果の特許のグルーピングを行い、グループごとの特許件数を等高線で表したものです。

【図20 テーマスケープマップ画面】



以下の解析例はカーボンナノチューブ関連の特許を集め、それらの用途に関する記載を言語解析を行って、どのような用途に使われるのかを示したものです。全体の傾向が俯瞰できる点で有効なツールです。

【図21 テーマスケープマップ解析例画面】



※本ページに掲載した画像はトムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社より転載許可を得て掲載しています。

(3) 世界知的所有権機関 (WIPO) が提供している無料のデータベースサービス「PATENTSCOPE⁵²」 (WIPO)

- ①検索画面は以下の通りで、ボックスに検索キーを入力します。
英語以外の言語での画面が用意されており、下図は日本語で表示されたものです。

【図 2 2 PATENTSCOPE 画面】

The screenshot displays the PATENTSCOPE search interface. At the top, the WIPO logo and 'PATENTSCOPE' title are visible, along with language selection options (Mobile, Deutsch, English, Español, Français, 한국어, Português, Русский, 中文, العربية). Below this is a navigation bar with tabs: 検索 (Search), 閲覧 (Browse), 翻訳 (Translate), オプション (Options), 最新情報 (Latest Information), ログイン (Login), and ヘルプ (Help). The main content area is titled '構造化検索' (Structured Search). It features a table of search criteria with dropdown menus and search buttons. The criteria include: 表紙 (Cover), PCT 国際公開番号 (WO 番号) (PCT International Publication Number (WO Number)), 出願番号 (Application Number), 公開日 (Publication Date), 発明の名称 (日本語) (Invention Name (Japanese)), 要約 (日本語) (Abstract (Japanese)), 出願人氏名 (名称) (Applicant Name (Name)), 国際特許分類 (International Patent Classification), 発明者氏名 (名称) (Inventor Name (Name)), 官庁コード (Office Code), 明細書 (日本語) (Description (Japanese)), 請求の範囲 (日本語) (Claims (Japanese)), ライセンシングによる利用可能性 (利用可能性) (Availability by Licensing (Availability)), and 発明者氏名 (名称) (Inventor Name (Name)). At the bottom, there are options for language (日本語), search criteria application (語幹処理適用: [checked]), and search results (0 検索結果). There are also buttons for 検索 (Search) and リセット (Reset).

⁵² WIPO 「PATENTSCOPE」 (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<http://patentscope.wipo.int/search/ja/structuredSearch.jsf>

②検索結果については以下のように国、IPC、出願人、発明者、公報発行日に基づいて分析した結果を棒グラフや円グラフで表示させることができます。

【図 2 3 PATENTSCOPE 検索結果画面】

B. 検索結果の表示オプション:

1. 表 (デフォルト) 又はグラフ:



2. 棒グラフ (デフォルト、上図) 又は円グラフ:



棒グラフと円グラフのどちらのオプションの場合も、タブを使用することにより、特許庁/PCT(Offices)、主要なIPC(Main IPC)、主要な出願人(Main Applicant)、主要な発明者(Main Inventor)及び公開日(Publication Date)に関する情報をグラフで表示することができます。

なお、参考として「PATENTSCOPE 検索ユーザーズ・ガイド⁵³」をご覧ください。

⁵³ WIPO 「PATENTSCOPE 検索ユーザーズ・ガイド」 (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、
http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/ja/patents/434/wipo_pub_1434_08.pdf

3. 特許分析ツール

特許マップの作成など検索結果の分析を行うツールとして、代表的なものを以下に挙げておきます。

(1) 分析に際して特に料金の支払いを必要としないもの。

①ソフトウェア

エクセル (マイクロソフト)

②ウェブサイト

PATENTSCOPE (WIPO) など

(2) 有料のもの。

①スタンドアロン型

パテントマップ EXZ (インパテック株式会社)

PAT-LIST (株式会社レイテック)

PatentGrid4 (有限会社DJ ソフト)

TRUE TELLER パテントポートフォリオ (株式会社野村総合研究所)

②ASP 型

Biz Cruncher (株式会社パテント・リザルト)

Patent Integration (パテント・インテグレーション有限会社)

PAT-ReSerge (株式会社アモティ) など

4. 特許情報以外の調査

(1) 一般 (非特許) 文献の調査

以下に代表的な調査ツールとその概要を紹介します。

①国内の無料のツール

(a) CiNii

CiNii⁵⁴ (NII 学術情報ナビゲータ[サイニィ]) は、国立情報学研究所 (NII) が提供する論文や図書・雑誌などの学術情報が無料で検索できるデータベース・サービスです。

一部の論文本文など、有料の部分については「機関定額制 (法人単位の利用登録)」や ID (個人単位の利用登録) を取得すると、料金優待などの特典があります。

「CiNii Articles - 日本の論文をさがす」では、学協会刊行物・大学研究紀要・国立国会図書館の雑誌記事索引データベースなどの学術論文情報を検索できます。

(b) NDL-OPAC

NDL-OPAC⁵⁵ (国立国会図書館蔵書検索・申込システム) は、国立国会図書館所蔵の、和図書、洋図書、和雑誌・和新聞、洋雑誌・洋新聞、電子資料、国内博士論文などが検索できます。

⁵⁴ 国立情報学研究所「CiNii Articles」 (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<http://ci.nii.ac.jp/>

⁵⁵ 国立国会図書館蔵書検索・申込システム「NDL-OPAC」 (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<https://ndlopac.ndl.go.jp/pds>

また、学術雑誌を中心とした国内刊行雑誌の雑誌記事索引も利用できます。

なお、登録利用者の方は複写の申込などができます。

②ワールドワイドの無料のツール

Google Scholar⁵⁶

分野や発行元を問わず、学術出版社、専門学会、プレプリント管理機関、大学、およびその他の学術団体の学術専門誌、論文、書籍、要約、記事が検索できます。学術研究資料の中から最も関連性の高い資料を探す機能があります。

③国内の有料のツール

JDreamIII⁵⁷

株式会社ジー・サーチが提供する国内外の医学・薬学・科学技術文献を網羅しています。

学協会誌（ジャーナル）、会議・論文集／予稿集、企業技報、公共資料などを情報源とするデータベースです。

④ワールドワイドの有料のツール

Web of Science⁵⁸

トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社が提供する Web ベースの学術文献データベースの集合体です。引用文献をキーとして文献間の引用リンクをたどり、1900 年から最新情報まで学際的分野を検索し、必要としている情報を探し出すことができます。

その中の主なものとしては Science Citation Index Expanded と呼ばれるデータベースがあり、原著論文、レビュー論文、論説、クロノロジー、抄録などにアクセスできます。150 の科学・技術分野から 6,650 誌以上の学術雑誌を収録しています。

(2) 市場動向調査

大阪府立中之島図書館が提供する図書館調査ガイド目次⁵⁹の中の「業界・市場動向のしらべかた⁶⁰」には官庁統計を含む業界・市場動向に関する各種刊行物が紹介されています。

政府統計としては、

経済産業省の統計資料⁶¹

農林水産省 統計情報⁶²

などが紹介されており、またそれらを利用した調査方法について「官庁統計で業界動向

⁵⁶ Google scholar (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<http://scholar.google.co.jp/schhp?hl=ja>

⁵⁷ JDreamIII (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<http://jdream3.com/>

⁵⁸ トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社 Web of Science (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<http://ip-science.thomsonreuters.jp/products/web-of-science/>

⁵⁹ 大阪府立中之島図書館 図書館調査ガイド目次 (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<https://www.library.pref.osaka.jp/site/nakato/guide.html>

⁶⁰ 大阪府立中之島図書館 業界・市場動向のしらべかた (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<https://www.library.pref.osaka.jp/site/business/guide-gyokai.html>

⁶¹ 経済産業省 統計 (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>

⁶² 農林水産省 統計情報 (最終アクセス日 2016 年 3 月 1 日)、<http://www.maff.go.jp/j/tokei/index.html>

を調べる⁶³」が紹介されています。

(3) 外部機関を活用する調査

一般社団法人発明推進協会発行の「特許流通支援チャート⁶⁴」や日本技術貿易株式会社⁶⁵が提供するリサーチ&コンサルティングサービスを活用して技術動向や市場動向に関する情報を入手することができます。

5. 技術動向調査のまとめ方と活用方法

まとめ方と活用方法に関しては2010年度(平成22年度) 独立行政法人工業所有権情報・研修館請負調査研究事業「知財情報の有効活用のための効果的な分析方法に関する調査研究報告書⁶⁶」2011年(平成23年)3月発行(みずほ情報総研株式会社)の78～188ページに具体的な事例とともに詳しく解説されているので、ご参照下さい。

事例は以下の3例です。

【表7 技術動向調査まとめ方と活用方法の事例】

知財情報分析の活用目的	試作事例	活用したツール	
		汎用的ツール	高機能ツール ※参考として分析
①知財群(知財ポートフォリオ)の可視化	研究開発コンソーシアムによる三次元電子顕微鏡装置の事業化	エクセル(マイクロソフト) J-Global(科学技術振興機構) KH Coder(樋口耕一氏) PatentGrid III(DJ ソフト) XLG-07(DJ ソフト)	Biz Cruncher(パテント・リザルト)
②アライアンス先企業のリストアップと絞り込み	中小企業と大企業とのアライアンスによる太陽熱発電プラントの事業化	エクセル(マイクロソフト) J-Global(科学技術振興機構) PatentGrid III(DJ ソフト) XLG-07(DJ ソフト)	Biz Cruncher(パテント・リザルト) カイルスホワイต์(創知)
③研究開発テーマの探索	大企業による生分解性フィルムの事業化	PAT-LIST-JPS BASIC 版(レイテック)	Biz Cruncher(パテント・リザルト)

「知財情報の有効活用のための効果的な分析方法に関する調査研究 報告書」81ページより

⁶³ 国立国会図書館リサーチ・ナビ「官庁統計で業界動向を調べる」(最終アクセス日2016年3月1日)、
http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-102155.php

⁶⁴ 一般社団法人発明推進協会調査研究事業のご案内「特許流通支援チャート」(最終アクセス日2016年3月1日)、
http://www.jiii.or.jp/tyousa_kenkyu/

⁶⁵ 日本技術貿易株式会社(最終アクセス日2016年3月1日)、<https://www.ngb.co.jp/>

⁶⁶ 独立行政法人工業所有権情報・研修館請負調査研究事業「知財情報の有効活用のための効果的な分析方法に関する調査研究 報告書」(最終アクセス日2016年3月1日)、http://www.inpit.go.jp/blob/katsuyo/pdf/shiryo/chizai_jouhou2010.pdf

6. 知的財産に関する戦略会議

知的財産戦略会議について各ステージにおける開催の目的とその際に必要な知的財産情報を以下にまとめました。

(1) 研究開発テーマの立案時期

- ①目的：技術、業界、市場動向を分析したうえでテーマを立案
- ②必要な知的財産情報：技術、業界、市場動向
ターゲット領域における出願状況

(2) 研究開発戦略の立案時期

- ①目的：ターゲット領域における権利関係の分析
出願計画の立案
共同研究先の探索
- ②必要な知的財産情報：知的財産群（知的財産ポートフォリオ）の可視化

(3) 研究開発の推進時期

- ①目的：出願計画の推進
研究成果の保護
障害特許対策
知的財産ポートフォリオの完成
- ②必要な知的財産情報：アイデアの特許性の判断材料
他者権利侵害の有無
他者権利無効化の材料
知的財産価値評価の判断材料

(4) 事業化の検討時期

- ①目的：他者権利侵害の有無を確認
- ②必要な知的財産情報：他者権利侵害の有無
侵害の可能性がある場合の対策材料

会議への参加者については、後の段階になるほど具体的な内容を議論することになるため、技術と知的財産に通じた担当者の出席が望ましいと考えられます。